

改正

平成30年12月25日条例第49号

令和3年3月25日条例第13号

岩国市景観条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 景観計画（第7条—第9条）

第3章 景観計画区域内における行為の届出等（第10条—第19条）

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第20条—第24条）

第5章 表彰、助成等（第25条・第26条）

第6章 岩国市景観審議会（第27条—第32条）

第7章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項及び本市における景観の形成に関する基本的な事項を定めることにより、「自然と歴史を未来へつなごう 美しい景観のまち岩国」の実現に向け、豊かな自然や歴史を感じさせる魅力的な景観を保全するとともに、市民の生活に潤いを与える景観の創出を図り、地域の特性を生かした景観まちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法令において使用する用語の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 景観まちづくり 本市の持つ良好な景観を守り、育て、創ることにより、次世代へ引き継ぐための、市、市民及び事業者の協働による取組をいう。

（2） 市民 市内に居住する者又は市内に土地若しくは建物を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。

（3） 事業者 市内において、営利又は非営利の事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

（4） 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外のもので、規則で定めるものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、必要な施策を策定し、及び計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるように努めなければならない。

3 市は、公共施設の整備を行う場合は、良好な景観の形成のために先導的な役割を果た

さなければならない。

- 4 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが良好な景観を創り出す主体となっていることを認識し、自主的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らが行う事業活動が良好な景観を創り出す主体となっていることを認識し、自主的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（国等に対する協力要請）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他の関係団体に対して、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

（景観計画の策定）

第7条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、市民及び事業者の意見を聴く機会を設けるとともに、岩国市景観審議会の意見を聴かななければならない。

（重点地区）

第8条 市長は、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）内において、良好な景観の形成を推進する上で特に重要であると認める区域を重点地区として指定することができる。

（景観計画との適合）

第9条 景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に適合させなければならない。

第3章 景観計画区域内における行為の届出等

（届出）

第10条 法第16条第1項各号に掲げる行為又は同条第2項に規定する変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、景観計画区域内において建築物又は工作物の撤去をしようとする者について準用する。この場合において、前項中「法第16条第1項各号に掲げる行為又は同条第2項に規定する変更」とあるのは、「景観計画区域内において建築物又は工作物の撤去」と読み替えるものとする。

- 3 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、規則で定めるものとする。

（届出対象行為）

第11条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- （1）土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- （2）木竹の植栽又は伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

（届出の適用除外）

第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない行為として規則で定めるものとする。

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、法第16条第1項の規定による届出を要するものの全てとする。

（事前協議）

第14条 景観計画区域内において第10条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者（以下「行為者」という。）は、当該届出を行う前に、あらかじめ市長と協議するように努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行為者が次の各号のいずれかに該当する届出をしようとするときは、当該届出を行う前に、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

(1) 第8条に定める重点地区における届出をしようとするとき。

(2) 良好な景観の形成に影響を及ぼす行為として規則で定めるものの届出をしようとするとき。

（助言又は指導）

第15条 市長は、良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、行為者に対し、必要な措置を講じるよう助言又は指導をすることができる。

（適合等の通知）

第16条 市長は、第10条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定める景観形成基準に適合すると認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定は、第10条第2項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、前項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第2項」と、「景観計画に定める景観形成基準に適合する」とあるのは「良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない」と読み替えるものとする。

（行為の中止又は完了の届出）

第17条 第10条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止し、又は完了したときは、市長にその旨を届け出なければならない。

（勧告等の手続）

第18条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、岩国市景観審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、法第16条第3項の規定により勧告をした者に、期限を定めて、同項に規定する必要な措置の実施状況その他必要な事項について報告させなければならない。

3 市長は、法第16条第3項の規定により勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に

従わないときは、その旨を公表することができる。

- 4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされる者に対し、その理由を通知し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

（変更命令等の手続）

第19条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命ずる場合において、必要があると認めるときは、岩国市景観審議会の意見を聴くことができる。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定）

第20条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定及び法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、岩国市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

- 3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除について準用する。

（現状変更の許可の手続）

第21条 市長は、法第22条第2項の規定による景観重要建造物の現状の変更又は法第31条第2項において準用する法第22条第2項の規定による景観重要樹木の現状の変更の許可に係る申請があった場合において、必要があると認めるときは、岩国市景観審議会の意見を聴くことができる。

（原状回復命令等の手続）

第22条 市長は、法第23条第1項の規定による景観重要建造物の原状回復又は法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による景観重要樹木の原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとする場合において、必要があると認めるときは、岩国市景観審議会の意見を聴くことができる。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の基準）

第23条 法第25条第2項の規定による条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- （1）当該景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。
- （2）当該景観重要建造物への降雨による浸水及び腐食を防止するため必要な措置を講じること。
- （3）当該景観重要建造物の状況について定期的に点検すること。

- 2 法第33条第2項の規定による条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- （1）当該景観重要樹木の病虫害を駆除するために必要な措置を講じること。
- （2）当該景観重要樹木に対して、必要に応じ、枝打ち、整枝、せん定等の措置を講じること。
- （3）当該景観重要樹木の状況について定期的に点検すること。

（管理に関する命令又は勧告の手続）

第24条 市長は、法第26条の規定による景観重要建造物の管理又は法第34条の規定による

景観重要樹木の管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告する場合において、必要があると認めるときは、岩国市景観審議会の意見を聴くことができる。

第5章 表彰、助成等

(表彰)

第25条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件（以下「建築物等」という。）について、その建築物等の所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、景観まちづくりに貢献した個人又は団体を表彰することができる。

(助成等)

第26条 市長は、第8条に定める重点地区において、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、予算の範囲内において、必要と認める経費の一部又は全部を助成することができる。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、良好な景観の形成に必要があると認める場合は、市民、事業者等に対し、必要な支援を行い、又は助成措置を講じることができる。

第6章 岩国市景観審議会

(設置)

第27条 市長は、良好な景観形成を図るため、市長の附属機関として岩国市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、良好な景観形成に関する重要な事項について調査審議する。

(組織)

第28条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第29条 審議会の委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市長が適当であると認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第30条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第31条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第32条 審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(岩国市街なみ景観条例の廃止)

- 2 岩国市街なみ景観条例（平成18年条例第229号）は、廃止する。

附 則（平成30年12月25日条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第51号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和3年3月25日条例第13号）

この条例は、令和3年6月1日から施行する。